

## ○金融ADR事件に関する細則

(平成 24 年 3 月 27 日制定)

### (目的)

第 1 条 この細則は、東京弁護士会紛争解決センター(以下「本センター」という。)が行う手続のうち、次条第 1 項に規定する金融ADR事件に関し、手続その他必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第 2 条 この細則において「金融ADR事件」とは、第 2 項及び第 3 項に規定する協定書又は受諾書(以下「協定書等」という。)の適用を受ける事件をいう。

2 この細則において「協定書」とは、金融機関又は金融機関が加盟する業界団体若しくは協会(以下、金融機関が加盟する業界団体及び協会をあわせて「業界団体等」という。)が、東京弁護士会(以下「本会」という。)との間において締結した、本センターにおけるあっせん手続又は仲裁手続を、当該金融機関又は業界団体等に加盟する金融機関(以下、あわせて「各金融機関」という。)が紛争解決措置として利用することを内容とする協定書をいう。

3 この細則において「受諾書」とは、業界団体等に加盟する金融機関が、業界団体等が本会と締結した協定書について、本会に対して提出した受諾書をいう。

4 この細則において「他会紛争解決センター」とは、本会、第一東京弁護士会及び第二東京弁護士会以外の弁護士会(以下「他会」という。)が運営する本センターと同種の手続を行う機関をいう。

### (各金融機関の義務)

第 3 条 あっせん人又は仲裁人(以下「あっせん人等」という。)及び本センターは、各金融機関又は業界団体等が、協定書等に基づき、次に掲げる義務を負うことを前提に、手続を行う。

(1) 本センターが申立てを受理し、あっせん手続又は仲裁手続が開始された場合に、各金融機関が期日に出席する義務

(2) あっせん人等が、各金融機関に対し、あっせん手続又は仲裁手続に必要な資料の提出を求めた場合に、提出を拒む正当な理由のない限り、各金融機関がそれらの資料を提出する義務

(3) あっせん人等が、各金融機関に対し、和解案の受諾の勧告をした場合に、各金融機関がこれを受諾するように努める義務

(4) 前号の和解案の受諾の勧告によっては当事者間に和解が成立する見込みがない場合において、あっせん人等が、事案の性質、当事者の意向、当事者の手続追行の状況その他の事情に照らして相当であると認め、紛争解決のために必要な特別調停案

を作成し、理由を付して当事者に提示したときに、協定書等に定められた例外に該当する場合を除き、各金融機関がこれを受諾する義務

- (5) 別に定める申立手数料(消費税相当額を含む。以下同じ。)に相当する額及び期日手数料(消費税相当額を含む。以下同じ。)のうち顧客負担部分に相当する額を、各金融機関又は業界団体等が本会に対して支払う義務。ただし、当事者である顧客が申立手数料又は期日手数料を負担する意思を表示した場合を除く。

- 2 前項第2号における資料の必要性及び資料の提出を拒む正当な理由の有無並びに前項第4号における協定書等に定められた例外の該当性の有無の判断は、あっせん人等が行う。

(中止又は取消し)

第4条 あっせん人等は、次に掲げる場合は、当事者の申立て又はあっせん人等の判断により、あっせん手続又は仲裁手続を中止し、又は終了することができる。

- (1) 当事者が取引の名義人ではない場合(ただし、相続等明らかに合理的な理由がある場合は除く。)
- (2) 申立てにかかる事件について訴訟又は民事調停の手続が裁判所に係属し、又は係属していたことが明らかになった場合
- (3) 申立てにかかる事件についての弁護士会のあっせん・仲裁手続が係属し、又は係属していたことが明らかになった場合

(現地調停事件の手続)

第5条 本センターは、本会に所属する弁護士と共に他会に所属する弁護士があっせん人等となっている金融ADR事件(以下「現地調停事件」という。)において、本センター又はあっせん人等が相当と認めるときは、あっせん人等及び当事者が、テレビ会議、電話会議その他の音声の送受信により複数の場所において同時に通話をすることができる方法により、期日を開催することができる。

- 2 現地調停事件において、複数の場所において同時に手続を行う場合、各場所に1名以上のあっせん人等が立ち会う。

(移管手続)

第6条 本センターは、第1号又は第2号のいずれかに該当する場合において、当事者の双方が他会紛争解決センターへの移管に同意している金融ADR事件を、本センター又はあっせん人等の判断により、他会紛争解決センターへ移管することができる(以下、移管先の他会紛争解決センターを「移管先センター」という。)

- (1) 移管先センターが、当該金融ADR事件の当事者である金融機関又は金融機関の加盟する業界団体等との間において、既に協定書等と実質的に同一の内容の契約を締結している場合であって、当該契約の効力が、当該事件に対して及んでいること。
- (2) 各金融機関が、本会に対し、以下の事項につき同意する旨の書面を提出し、かつ、移管先センターが移管を承諾していること。

- ア 各金融機関が、移管先センターの規則に従うこと。
  - イ 移管先センターの規則に定めがない場合であっても、各金融機関が、移管先センターに対して、第3条第1項第1号から第5号までに規定する義務を負うこと。
  - ウ 各金融機関が、移管先センターに対して、移管先センターの規定による所定の手数料を支払うこと。
- 2 前項の規定により金融ADR事件を移管先センターに移管した場合は、移管手続の終了時に、本センターにおける当該金融ADR事件にかかる手続は、終了する。
  - 3 当事者は、事件が移管先センターに移管された場合においても、本会に対し、本会に対する申立手数料及び本会において手続が行われた期日分の期日手数料を納付しなければならない。
  - 4 各金融機関又は業界団体等は、第3条第1項第5号ただし書に規定する場合を除き、自己の申立手数料及び期日手数料に加えて、顧客が申立人である場合の申立手数料に相当する額及び期日手数料のうち顧客負担部分に相当する額を納付するものとする。

#### 附 則

この細則は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示した日から（平成24年6月14日）から施行する。